

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 地方労働委員会委員候補者推せん要領
減額
原子爆弾被爆者の保健所等の使用料の額の

告示

鳥取県告示第四百二十二号

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）
第二十一条の規定により鳥取県地方労働委員会の第十二
期委員を任命したいので労働組合及び使用者団体はそれ
ぞれ労働者委員及び使用者委員の候補者を次の手続によ
り推せんされるよう請求する。

昭和三十三年八月二十三日

鳥取県知事 藤 茂

第十二期鳥取県地方労働委員会 労働者委員 候補者推せん要領

一 推せんする者の資格

イ 労働者を代表する委員の候補者を推せんする資格
を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、
労働組合法の規定に適合する労働組合であること。

ロ 使用者を代表する委員の候補者を推せんする資格
を有する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、
労働問題を取扱うことが主な目的であるか、又は業
務の主要な部分である使用者団体であること。

二 推せんされる者の資格

労働者委員、使用者委員の候補者は、ともに、労働組
合法第十九条第八項の欠格条項に該当しない者である
こと。

三 推せん手続

（一）労働組合は別紙（イ）の推せん書に次の書類を添付し
て、所定の期日内に所轄労働事務所を経由して知事
に提出すること。

別紙 一

年 月 日

所在地

労働組合又は
使用者団体の名称

鳥取県知事 遠 藤 茂 殿
推 せ ん 書

労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条の規定によつて鳥取県地方労働委員会の労働

- (1) 労働組合資格審査申請書(別紙一)
- (2) 組合規約
- (3) 労働協約
- (4) その他立証に必要とする資料、ただしかつて一

年以内に立証を得たことのあるもので、その後規約その他当時の実態に異動のない場合は、その審査決定書の写と、その後異動のない旨の組合責任者の証明書を添付することによつて(4)の添付資料を省略することができる。

なお、現在立証のため労働委員会に手続中のものは、その旨連絡すること。

- (1) 使用者団体は、別紙一)の推せん書を所定の期間内に所轄労働事務所長を経由して、知事に提出すること。
- (2) 推せんすることができない候補者の数別に制限はないが順位を附すること。
- (3) 推せん期間

昭和三十三年八月二十三日から
昭和三十三年九月十三日まで

者、使用者) 委員候補者として次の者を推せんします。

氏 名	生年月日	現 住 所	(労働者) 所属 組合名及び地位 (使用者) 所属会社 事業場名及び地位	(労働者) 所属 職場名 及び地位	経 歴	備 考

備考 経歴欄には学歴、職歴、組合歴等詳細に記入すること。

別紙 二

労働組合資格審査申請書

年 月 日

所在地

労働組合名
及び代表者名

鳥取県地方労働委員会
会長 殿

鳥取県地方労働委員会労働者委員候補者の推せん手続に
参与したので労働組合法(昭和二十四年法律第七十七
号)第五条第一項の規定によつて資格を審査下さるよ

左記書類を添付申請いたします。

- 一 労働組合規約
- 二 労働協約
- 三 推せん要領第三の(1)の但し書による審査決定書写
- 四 推せん要領第三の(2)の但し書による組合責任者の証明書

鳥取県告示第四百十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第四条の規定に基いて実施する健康診断の一般検査は、鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により、昭和三十二年四月一日から無料とする。

昭和三十二年八月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町 印刷所 鳥取県鳥取市東町